

子会社等における孫会社の異動（当社インド子会社である  
スズキ・モーター・グジャラート社の孫会社化）に関して  
当社が取得する対価についてのお知らせ（第三者割当株式の引受けの承認）

2023年7月31日付「子会社等における孫会社の異動（当社インド子会社であるスズキ・モーター・グジャラート社の孫会社化）に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、スズキ株式会社（以下、「当社」）の連結子会社であるマルチ・スズキ・インドゥア社（以下、「マルチスズキ」）は、2023年7月31日開催の取締役会において、当社完全子会社であるスズキ・モーター・グジャラート社（以下、「SMG」）の株式の全部を取得することを決議いたしました。また、同年8月8日付「子会社等における孫会社の異動（当社インド子会社であるスズキ・モーター・グジャラート社の孫会社化）に関して当社が取得する対価についてのお知らせ（第三者割当株式の引受け）」においてお知らせしましたとおり、マルチスズキは同日開催の取締役会において、SMGの株式の取得の対価として第三者割当によりマルチスズキの株式を当社に発行することを決議し、当社は同日開催の取締役会において、マルチスズキの取締役会決議に従ってマルチスズキの株式が譲渡対価として発行される場合には、当社は当該株式を対価として引き受けることを決議いたしました。

マルチスズキは、2023年10月17日開催の取締役会において、SMGの株式の取得の対価（総額128,411,075,000ルピー）として、マルチスズキの株式を1株当たり10,420.85ルピーで12,322,514株を第三者割当により当社に発行すること、かかる発行の承認をインド法に従いマルチスズキの株主に提案すること等を決議し、また、当社は同日開催の取締役会において、当社によるマルチスズキへのSMGの株式の譲渡対価として、かかる発行内容にてマルチスズキの株式を引き受けることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、マルチスズキによるSMGの株式の取得の対価としての第三者割当による当社への株式発行は、マルチスズキの取締役会および株主により承認されること、ならびにインド政府の承認を必要に応じ取得することその他の条件が成就することを条件としています。

以上